

エースカード会員の皆様へ

協同組合エースカード
株式会社ファイナンス山口
貸金業者登録番号 中国財務局長(6)第00094号

カードキャッシング手数料並びにカードキャッシングに関わる カード会員規約の改定のお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てをいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、この度エースカードのキャッシングサービス手数料及び現在お持ちいただいております会員規約の一部を平成19年4月1日以降、下記の通り改定させていただきますのでお知らせ致します。

敬具

記

【カードキャッシングの手数料引き下げについて】

1. カードキャッシング適用手数料(金利)

【現 状】	→	【改定後】
28.80%(実質年率)		18.00%(実質年率)

2. 適用時期

平成19年4月1日ご利用分から

平成19年4月1日(日)以降の新規ご利用分から、改定後の手数料並びに下記改定後の規約を適用させていただきます。

なお、3月31日までの利用分については改定前の手数料28.8%(実質年率)並びに改定前の規約が適用されます。ただし第31条(遅延損害金)については改定後の規約を適用致します。

以上

【エースカード会員規約の改定のお知らせ】

改定日：平成19年4月1日

第3章 株式会社ファイナンス山口が行うキャッシングサービス条項

改 定 前	改 定 後
<p>第29条(キャッシングサービスの支払金の支払方法) 3.(1)会員のキャッシングサービス利用による融資利息の実質年率は28.8%(1年を365日とする日割計算。)とし、弁済方法は元金均等弁済方式とします。ただし、元金の月々の返済金額の単位は10円とし、端数金額は初回に繰り入れさせていただきます。</p> <p>第30条(早期完済の特約) 会員が約定支払期間の途中でキャッシングサービスの支払金の残金全額を一括して支払うときは、融資日または前回支払日の翌日から支払日までの期間に対して実質年率28.8%(1年を365日とした日割)による利息を合わせて支払うものとします。</p> <p>第31条(遅延損害金) 会員がキャッシングサービスの支払金の支払いを遅滞したときは支払期日の翌日から支払日に至るまで当該支払金額に対し、また期限の利益を喪失したときは未払い金額(元金分)に対し期限の利益喪失の日から完済の日に至るまで年29.2%(1年を365日とする日割計算。)を乗じた額の遅延損害金をお支払いいただきます。</p>	<p>第29条(キャッシングサービスの支払金の支払方法) 3.(1)会員のキャッシングサービス利用による融資利息の実質年率は18.00%(1年を365日とする日割計算。)とし、弁済方法は元金均等弁済方式とします。ただし、元金の月々の返済金額の単位は10円とし、端数金額は初回に繰り入れさせていただきます。</p> <p>第30条(早期完済の特約) 会員が約定支払期間の途中でキャッシングサービスの支払金の残金全額を一括して支払うときは、融資日または前回支払日の翌日から支払日までの期間に対して実質年率18.00%(1年を365日とした日割)による利息を合わせて支払うものとします。</p> <p>第31条(遅延損害金) 会員がキャッシングサービスの支払金の支払いを遅滞したときは支払期日の翌日から支払日に至るまで当該支払金額に対し、また期限の利益を喪失したときは未払い金額(元金分)に対し期限の利益喪失の日から完済の日に至るまで年20.00%(1年を365日とする日割計算。)を乗じた額の遅延損害金をお支払いいただきます。</p>

【お問合せ先】協同組合エースカード：山口市道場門前2-8-21 電話083-922-2125
営業時間：平日9:30~17:45(土・日・祝：休業)